

社会保険労務士 佐藤 文子

## B's 事務所便り

連絡先：〒466-0058  
名古屋市昭和区白金3-20-24-308

電話：052-881-0404  
FAX：052-881-0440  
e-mail：info@b-z.jp



### 注目浴びる「介護」「グリーン」「地域社会」の3分野

#### ◆「緊急雇用対策」の柱

政府の緊急雇用対策本部が、2010年度3月末までに10万人程度の雇用の下支えと創造を目指す「緊急雇用対策」を正式に決定したとの報道がありました。

この対策では、困窮者や新卒者などへの「緊急的な支援措置」と、将来的な成長が見込まれる「介護」「グリーン」「地域社会」の3つの重点分野における「緊急雇用創造プログラム」が2本柱となっています。

この「緊急雇用創造プログラム」では、「介護」「グリーン」「地域社会」の3分野で働きながら職業能力を高める雇用プログラムの推進などに取り組むとしています。

#### ◆「介護分野」での雇用創造

介護分野では『「働きながら資格を取る」介護雇用プログラム』が創設されています。具体的には、地方自治体が介護施設に緊急雇用創出事業を委託し、介護施設側は求職者と有期雇用契約を締結、求職者は介護補助の業務を行いながら資格取得のための講座を無料で受講することができるというものです。

契約期間は、ヘルパー2級を目指す場合は1年間、介護福祉士は2年間で、雇入れ期間中の賃金と講座受講料には、委託事業

費を充てるということです。

この他、「介護職員処遇改善交付金」の周知を通じた介護職員の処遇改善、ハローワークでの介護求人の開拓の重点実施などからなる「介護人材確保施策の推進」や「介護サービス整備の加速化」も行うとしています。

#### ◆「グリーン分野」「地域社会分野」での政策

もう1つの「グリーン分野」とは、農林、環境・エネルギー、観光などを指します。直売所や農産品の地域ブランドの立上げ支援、太陽光発電の施工技術者の育成などが柱となっています。

また、「地域社会分野」では、NPO法人や社会企業家に保育事業を任せるなどの「社会的企業」の活用などが盛り込まれています。

この「緊急雇用対策」を契機として、これらの3分野が注目を浴びていきそうです。厳しい雇用情勢の中、一刻も早い雇用の安定が望まれるところです。

### 産業医の選任に対する助成金

#### ◆他の事業者と共同での契約も可

常時50人以上の労働者を使用する労働者のいる事業場では、産業医の選任が義務

付けられていますが、義務のない小規模の事業場において、産業医を選任して労働者の健康に関する活動を行おうとする事業者を支援する助成金として、「小規模事業場産業保健活動支援促進助成金」があります。

この助成金は、常用労働者数が50人未満の事業場の事業者が、他の事業者と共同または単独で産業医と契約を結び、その産業医に保健指導・健康相談等の保健活動をさせた場合に、その費用の一部を最大3年間補助する制度です。

#### ◆「産業医」とは？

産業医とは、医師のうち、日本医師会から産業医の認定を受けた人や、労働衛生コンサルタント試験の保健衛生区分に合格した人等で、労働者の健康管理等を行う人のことです。

産業医の活動としては、「職場の見回りによる作業改善のアドバイス」、「健康診断結果に基づくアドバイスによる労働者の健康管理」、「長時間労働者への面接指導による健康防止対策」などがあります。

その結果、健康に対する労働者の意識が向上したり、生活習慣病の防止が図れたりするなど、快適な職場づくりにつながるといえます。

#### ◆快適な職場づくりに役立つ

助成金の額は、労働者の人数に関係なく一定の額です。産業医による保健活動にかかった額（上限21,500円）×活動回数（年4回まで）＝年間上限86,000円を3年間受けることができます。

長時間労働による精神疾患や過労死の問題が大きく取り上げられている中、「快適な職場づくり」は社員の定着率を向上させる効果があります。産業医の選任義務のない小規模の事業場において、助成金をうまく活用しながら快適な職場づくりにつなげてもらいたいものです。

## 「父親のワーク・ライフ・バランス応援サイト」開設

#### ◆仕事と子育てを両立させるための情報を紹介

厚生労働省は、主に子育て期の男性労働者を対象とした「父親のWLB（ワーク・ライフ・バランス）応援サイト」（<http://www.papa-wlb.jp/index.html>）を開設しました。

このサイトは、父親も子育てができる働き方の実現に向けて、子育て期における父親の役割、育児休業取得の際の留意点のほか、両立支援に関する制度の概要、子育てにかかる経済的支援制度や各種相談窓口等の紹介など、仕事と子育てを両立させ、相乗効果を生み出すためのヒントがまとめてあります。

#### ◆男性のWLBは少子化・労働力減少の改善に

現在、わが国では勤労者世帯の過半数が共働き世帯になっており、女性だけでなく、男性も子育てができる環境作りが求められています。男性の約3割が育児休業の取得を希望している一方、実際の育児休業取得率は1.23%に過ぎず、男性が子育てや家事に費やす時間については極めて低い水準となっています。

男性が子育てに関わることはできないことは、男性の希望が叶えられないというだけでなく、女性に家事や子育ての負荷がかかることにより、女性の継続就業を困難にするとともに、第二子以降の出産意欲にも影響を及ぼし、少子化の原因ともなっていると指摘されています。

子育て世帯の「仕事と子育てを両立したい！」という希望に応えるとともに、女性が安心して働き続けるためには、男性の働き方の見直しや子育てへの積極的な関わりを促進させることが必要となっています。

### ◆育児・介護休業法の改正

このような流れを受け、本年6月に「改正育児・介護休業法」が成立しました。改正法では、父親の育児休業の取得促進を目的とした「パパママ育休プラス」や、出産後8週間以内の期間に育児休業を取得した父親に限って育児休業を再取得できる制度の新設、配偶者が専業主婦（夫）であっても育児休業を取得できる制度など、男女ともに子育てや介護をしながら働き続けることができる環境作りを目指した内容となっています。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現した社会とは、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態であると言われていています。

男性の子育てへの積極的な参加と、ワーク・ライフ・バランスに対する企業のより一層の支援が期待されます。

## 税制改正で家計への影響は？

### ◆「扶養控除」の廃止・縮小と「給与所得控除」の上限設定

政府税制調査会では、現政権の目玉施策である「子ども手当」や「公立高校の授業料無償化」などの家計支援の実施とバランスをとるため、所得課税の見直しによる増税を模索し始めています。

来年度税制改正の見直し案として浮上しているのが「一般の扶養控除の廃止」、「特定扶養控除の縮小」と「給与所得控除の上限設定」です。

### ◆具体的には？

来年度から支給が始まる予定の「子ども手当」（中学校卒業までの子ども1人あたり月2万6,000円〔初年度は半額〕の手当）との見合いで、所得金額から扶養親族1人

あたり38万円を差し引く「一般の扶養控除」の廃止はすでに固まっています。

また、16歳から22歳の高校生や大学生等の特定扶養親族がいる場合に1人あたり63万円を差し引く「特定扶養控除」は、公立高校の授業料の無償化案に連動して、縮小が検討されています。

さらに、給与収入から一定額を差し引く「給与所得控除」に上限を設けることで、所得税の重要な機能である所得の再分配の効果を高めるとしています。

### ◆増税の負担が重くなる家庭も

これらのことを考えると、成年の扶養家族や大学生・浪人生を抱える家庭では、「子ども手当」や「公立高校の授業料無償化」の恩恵は受けられず、一般扶養控除・特定扶養控除だけが廃止・縮小となり増税は免れないこととなります。

特定扶養控除の額を仮に38万円に縮小した場合、高校生の子ども2人がいる課税所得700万円の家庭では、所得税で年間約11万5,000円の負担増に、全廃した場合には約29万円の負担増になるとされています。また、給与所得控除に上限を設ければ、高額所得者はさらに負担が増えるということになります。

雇用や景気に不安が続く中、サラリーマン家庭の増税を急げば、これらの控除見直しに対する反発は免れないでしょう。「子どもを社会全体で育てていく」という考えは必要ですが、それに伴う財源の確保については慎重な検討が求められます。

## Q&A 住宅ローン減税

Q:住宅取得に係るいろいろな税の優遇ができたそうですが、どのようなものですか。

A:「一般の住宅」、「長期優良住宅」、「リフォーム」に対して、税制優遇や補助金制度

が拡大・新設されています。今回は「一般の住宅」に関する税制優遇措置をご紹介します。

まず平成 21 年度税制改正(平成 21・3・27)によって、住宅ローン税制が拡充されました(下表参照)。また、所得税から控除しきれない分を住民税から控除できる制度が復活しました。こちらの控除額は、所得税の課税総所得金額等の 5%(上限 97,500 円)です。

住宅ローン減税を利用するための適用条件も緩和されています。

＜住宅ローン減税の控除額＞

入居年(平成)	控除期間	借入金の年末残高の限度額	控除率	最大控除額
20 年	10 年	2000 万円	1% または 0.5%	150 万円
	15 年	2000 万円	0.6% または 0.4%	160 万円
21 年	10 年	5000 万円	1%	500 万円
22 年	10 年	5000 万円		500 万円
23 年	10 年	4000 万円		400 万円
24 年	10 年	3000 万円		300 万円
25 年	10 年	2000 万円		200 万円
				200 万円

**ワンモア・アドバイス:住宅取得に関する贈与税も軽減!**

「経済危機対策」に関連する特別措置法によって(平成 21・6・19)、住宅取得等のための贈与については、**500 万円まで贈与税がかかりません。**

- ① 適用:平成 21 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日
- ② 贈与者:直系尊属(父母、祖父母など)
- ③ 受贈者:20 歳以上

④ 要件:住宅などの新築・増改築、取得

よって従来の基礎控除(110 万円)と合わせて、**610 万円の非課税枠**が利用できます。

**1 2 月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]**

**10 日**

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

**15 日**

- 勤労青少年旅客運賃割引証交付申請書の提出<12 月 15 日～1 月 25 日> [労働基準監督署]

**31 日**

- 固定資産税<都市計画税>の納付<第 3 期分> [郵便局または銀行]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [社会保険事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

**本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで**

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [税務署]
- 給与所得者の保険料控除申告書<生命保険・損害保険・社会保険>兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出 [給与の支払者]